

大東市空家等対策計画【概要版】

1 背景・位置づけ

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という。）第6条に基づき、大東市住宅マスタープランの一分野を担う計画として策定する。

2 対象とする空家の種類

- ・ 特措法に基づく是正等について → 特措法第2条第1項の「空家等」
- ・ 利活用について → 戸建住宅、長屋・共同住宅（一部空室のものを含む）等住居系建築物

3 計画期間・対象地区

- 計画期間 … 平成29年度から平成32年度まで（4ヶ年）
- 対象地区 … 市全域

4 基本目標・基本方針

【基本目標】

平成32年人口13万人をめざすために、人口流入および定住促進の受皿となる良質な住宅をストックする。

【基本方針】

I 市の活力の維持・向上をめざし、総合的・計画的に対策を推進する。

- ① 周辺住民の生活に深刻な影響を及ぼす空家に適切に対応する「安全安心の確保」
- ② 空家を経済等活性化の起爆剤となる未利用の資源と捉えた「流通・活用の促進」
- ③ 地域のまちづくりと一体的に取り組む「地域との連携」

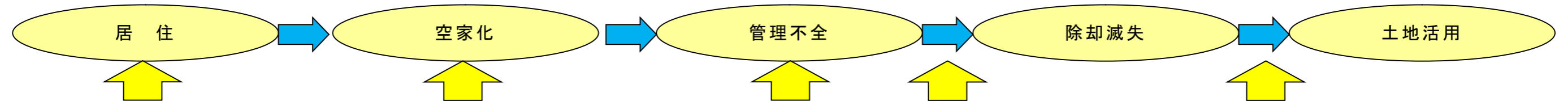
を3本の柱とし、地域・都市の活力の維持・向上をめざし総合的・計画的に推進する。

II 地域、事業者、行政等が相互に連携して取り組む。

空家対策には地域社会全体による多方面にわたる取組が必要となるため、大東市空家等対策協議会等を通して、市、関係行政団体、市民、地域、関連事業者、大学、NPO団体等が相互に連携した取組の推進を図る。

5 具体的な対策

空家等の発生要因や課題は、居住中から跡地活用までの各段階にわたっているため、それぞれの段階に応じて以下の方向性のもと各施策を検討・実施する。



1. 空家化の予防

- ① 市民等意識の醸成・啓発
 - ア) 市民等への情報発信の充実
 - イ) 相続登記、生前贈与、家族信託の普及・推進
- ② 住宅ストックの良質化の推進
 - ア) 既存住宅の質の向上
 - イ) 既存不適格住宅への対応

2. 流通・活用の促進

- ア) 所有者への働きかけ
- イ) 相談等体制の整備
- ウ) 中古空家住宅に対するリフォーム支援
- エ) 建物検査（インスペクション）の推進
- オ) 地域等による空家活用の支援

3. 管理不全対策

- ① 管理不全空家等対策について
 - ア) 実態調査等の実施
 - イ) 管理代行サービスの活用促進
 - ウ) 連携体制の構築
 - エ) 環境保全条例の改正検討
- ② 特定空家等対策について
 - ア) 特定空家等の判断基準作成および特定空家等の指定・是正指導等
 - イ) 地域等と連携した取組

4. 跡地活用の誘導

- ア) 除却に対する支援
- イ) 敷地規模等の改善促進
- ウ) 地域等による公益的活用への支援